# 令和７年第４回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

１．開催日時　令和７年12月15日
１．開催場所　西予市議会第３委員会室
１．開　　会　令和７年12月15日
　　午前８時５９分
１．散　　会　令和７年12月15日
　　午後３時１０分
１．出　席　委　員

| | |
|---|---|
| 委員長 | 酒井　宇之吉 |
| 副委員長 | 源　　正樹 |
| 委員 | 大森　揚子 |
| 委員 | 加藤　美香 |
| 委員 | 竹﨑　幸仁 |
| 委員 | 井関　陽一 |

１．欠　席　委　員
　なし
１．出席説明員

| | |
|---|---|
| 生活福祉部長 | 麓　　寿春 |
| 福祉事務所長 | 長野　静香 |
| 市民課長 | 二宮　国男 |
| 人権啓発課長 | 松本　豊和 |
| 環境衛生課長 | 林　　敬次 |
| 健康づくり推進課長 | 清家　昌弘 |
| 福祉課長 | 信宮　佳子 |
| 子育て支援課長 | 末盛　桂子 |
| 長寿介護課長 | 兵頭　俊也 |
| 市民課長補佐 | 武内幸希典 |
| 市民課長補佐 | 大森　恵津 |
| 市民課係長 | 光沖　　司 |
| 人権啓発課長補佐 | 崎本　周作 |
| 環境衛生課長補佐 | 上甲　敬一 |
| 環境衛生課長補佐 | 紀伊野勇人 |
| 環境衛生課係長 | 三好　進祐 |
| 環境衛生課担当係長 | 宇都宮義憲 |
| 健康づくり推進課長補佐 | 松本　理恵 |
| 医療介護推進室長 | 片山　裕介 |
| 医療介護推進室係長 | 宇都宮雅己 |
| 医療介護推進室係長 | 稲葉　和司 |
| 福祉課長補佐 | 田村多八郎 |
| 福祉課長補佐 | 三好　和義 |
| 福祉課係長 | 佐々木ちひろ |
| 子育て支援課長補佐 | 兵頭　栄治 |
| 子育て支援課係長 | 清水　昭吾 |
| 子育て支援課係長 | 村上　真紀 |
| こども家庭支援室長 | 桝田寿美子 |
| こども家庭支援室係長 | 矢野　直子 |
| 長寿介護課長補佐 | 竹中　千恵 |
| 長寿介護課係長 | 松本　史子 |
| 長寿介護課係長 | 末光　文治 |

１．出席議会事務局職員
　書記　　脇本　美登利
１．会議に付した事件

| | |
|---|---|
| 議案第115号 | 西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について |
| 議案第116号 | 西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について |
| 議案第121号 | 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第134号 | 西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第135号 | 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第136号 | 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第148号 | 西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第149号 | 西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第154号 | 西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について |
| 議案第155号 | 西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について |
| 議案第156号 | 西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について |
| 議案第157号 | 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について |
| 議案第174号 | 令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号） |
| 議案第175号 | 令和７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 議案第176号 | 令和７年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号） |
| 議案第179号 | 令和７年度西予市病院事業会計補 |

正予算(第２号)

１．会 議 の 経 過　　別紙のとおり

開会　午前８時59分

**○源副委員長**

これより令和７年第４回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、酒井委員長より挨拶があります。

**○酒井委員長**

委員長が挨拶を行う。

**○源副委員長**

次に、麓生活福祉部長より挨拶をお願いします。

**○麓生活福祉部長**

麓生活福祉部長が挨拶を行う。

**○源副委員長**

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれより進行は酒井委員長が行います。

【生活福祉部】

【人権啓発課】

**○酒井委員長**

早速議案審査に移りたいと思います。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」生活福祉部人権啓発課所管分について、松本課長の説明を求めます。

**○松本人権啓発課長**

それでは議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」人権啓発課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の歳出の 17 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目社会福祉施設費、補正額 14 万円の増額補正でございます。宇和ふれあいセンター管理運営事業で、電気使用料の実績及び見込により、電気料を増額するものでございます。

以上で議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」人権啓発課所管分の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

松本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」人権啓発課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 06 分）

【環境衛生課】

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 08 分）

議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。林課長の説明を求めます。

**○林環境衛生課長**

議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、火葬場の使用料の見直しを行うものであります。本市では、３施設の火葬場を運営しておりますが、その経費につきましては、近年の物価高騰により燃料費、電気代、事業者への委託料などの諸経費が年々増加傾向となっております。合併からこれまでの間、利用者から徴収している使用料につきましては、据置きとしておりましたが、現在の料金設定では、適切な管理運営を行うことが困難であることから、今回、使用料を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的な改正内容といたしましては、大人 12 歳以上、市内で使用料１万円を２万円に、市外で使用料２万円を４万円に、小人 12 歳未満、市内 6,000 円を１万 5000 円に、市外で１万 4000 円を３万円に、肢体及び肢体の一部、市内 5,000 円を１万円に、市外で１万円を２万円に、再火葬料を、市内 6,000 円を 1 万 5000 円に、市外を３万円へそれぞれ改正を行うものでございます。よろ

しく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

林課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○加藤委員**

近隣の町の大人と小人の火葬料金をお伺いいたします。

**○林環境衛生課長**

近隣の火葬料のことでございますが、近隣で言いますと久万高原町、内子町、このあたりが市内で２万円、市外で４万円ということになっております。そのほかで言いますと、大洲市が市内では 8,000 円、市外で４万円、そのほか宇和島市で申し上げますと、市内で 8,000 円、市外で２万円、それぞれ大人でございますが、小人につきましては、ほぼ２分の１ということになっておる状況でございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○大森委員**

３施設の経費が、近年物価高騰により燃料代、事業者への委託料が高騰しているというお話を伺いました。この火葬料が２倍ですよね、１万円が２万円になるに当たって、どのような上がり方をしてこのような２万円になるのでしょうか。

**○林環境衛生課長**

現在の火葬料の委託料でございますが、１体あたり 1 万 9000 円でございます。火葬のほとんどを占める、大人の年間約 700 体というのを火葬すれば 1330 万円かかるため、収入のほとんどが委託料ということになる状況でございます。

これ以外に、御承知のとおり電気代とか、そのほか、燃料費なども高騰しておりますので、それらを含めまして大体約１体あたり４万から５万程度の経費がかかるという状況になっておりまして、その半分を市民の方に御負担いただくということで考えておりますが、それ以外にも大規模改修等もございまして、年間に数百万から数千万かかる年もございますので、それらを勘案しますと、経費が非常にかかっておるという状況でございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○大森委員**

委託料は 1 万 9000 円ということですが、年々その委託料というのはかなり上がってきているんでしょうか。前年度に比べて、どのような上がり方をしてるんでしょうか。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 14 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 17 分）

**○林環境衛生課長**

先ほどの経費の関係でございますが、委託料ですが、１体あたり２年前は 1 万 8000 円でございました。今年度 1 万 9000 円、来年度２万円の予定としておるところでございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○源副委員長**

所管外の質問にはなってしまうんですけれども、例えば民間企業の従業員等が入られる協会けんぽだと、いわゆる埋葬料的なものが亡くなられると出ます。国保とか後期高齢者とか市民課だったり長寿介護課だったりと、十分理解した上で質問させていただくんですけど、例えば国民健康保険だったら葬祭費とか埋葬料的な見舞金的なもの、後期高齢者医療連合会のほうからもあると思うんですけれども、その辺りの金額について、もし分かるようでしたら答弁願います。

**○林環境衛生課長**

国民健康保険の方に関しましては、西予市につきましては葬祭費が１万円出るということでございます。後期高齢医療制度のほうでは愛媛県で統一ということでございますが、葬祭費が２万円出るということを聞いております。

**○源副委員長**

確認なんですが、値上げという部分は当然あると思うんですけれども、国民健康保険の場合は今まで実質無償だったものが１万円になると。後期高齢者医療だと一応金額的には無償でできるという理解でよろしいでしょうか。

**○林環境衛生課長**

今ほどの御質問でございますが、そのように理解しておるとこでございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手多数により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 20 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 21 分）

続いて議案第 148 号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

林課長の説明を求めます。

**○林環境衛生課長**

議案第 148 号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本基金は、西予市に飛来する鶴やコウノトリと人が共生できる豊かな生態系を維持しえる農村空間を創造し、地域住民と関係機関が連携して、鶴やコウノトリの里づくりを推進することを目的に設置され、これまで一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本市の現在の財政事情を鑑み、各部署が所管しております基金と同様に、基金の運用状況や残高を総合的に検討した結果、今後の効率的な財政運営を図るため、本基金については廃止するとともに、残余の現金を西予市地域振興基金に統合し、一元的に管理するものであります。

これにより、地域振興施策を柔軟に展開できる体制とするものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

林課長の説明は終わりました。

これより本案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○大森委員**

これはどの課にも同じだと思うんですけども、地域振興を目的とした基金として一元化を図るためという文言がありますけども、今後の効率的な運営を図るためということで今お聞きしましたが、効率的な運用を図るためにとはどのような運営になるんでしょうか。この一元化を図るためには、ちょっとよく分からないんですが。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 23 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 24 分）

**○林環境衛生課長**

今ほどのお話でございますが、一元的に管理することによりまして、地域振興基金に統合することで、うまく基金を運営していくことになろうかと思いますので、今後もこのロマンの里づくりのほうに利用したり、そのほか地域を豊かにしていく取組に柔軟に活用されていくものと考えておるところでございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○源副委員長**

宇和地区の市政懇談会だったと記憶してるんですけれども、まさにこの基金の廃止ということに関して市民の方から質問があったかと思います。というのも、この基金自体が制定されたのが、これ見ると平成 23 年にできている、いわゆる西予市が合併してからできた条例。ほかにも今回、基金の廃止条例あるんですけれども、要はもともと旧町自体からあった基金と、新たに市になってからできた基金と二つに分かれるかなというふうに理解をしております。一番懸念というか心配しておるのは、まさにその質問された当事者の方が、田園ロマンの里づくりに関係する方でありまして、そういった基金がなくなることによって、今まで進んできた施策とか、市の方向性がどうなるんだろうという心配する声があったかと思います。

うちの所管じゃない、例えばジオパークとか、そういったことも関係するんですけれども、地域振興基金条例に組入れたとしてもですね、これ見ると令和６年度末残高で 1700 万ほど残があると思います。このあたりについて、まち課の担当なんですかね、おそらく先週の私の一般質問の答弁の中で、地域振興基金も所管は財政が担当するみたいな話があったかと思います。その辺りについて今後、来年以降の基本的な考え方を。

もう１点、関係される市民の皆さんや関係者の理解について、どのように理解を得ていくのか、その辺りについてのお考えをお尋ねします。

**○酒井委員長**

ただいまの質問はいろいろ網羅しておりますので、その中の含みを持って御答弁をお願いします。

**○林環境衛生課長**

今回、基金を廃止いたしましても事業としては実施することとしておりまして、この基金を活用するかどうかというのは、また財政のほうで判断されることになろうかと思うんですが、いずれにしましても急にこの基金がなくなったからといって、事業のほうを廃止してしまうというようなことはございませんし、地域が活性化するような取組ということで、この田園ロマンの里づくりのほうも今後も進めてまいりたいという考えでおるところでございます。

**○源副委員長**

もう１点、先ほど言いました関係者の方と、そういったことを協議してあるのか、いわゆる財政危機脱却プランが公表されたのが 10 月 10 日、こういった条例改正ですとか関係者の説明がそれから始まってるんで、なかなか行き届いてないのかなと思うとこもあるんですが、関係者の方に対してもどのような形で接触されているのか再度お尋ねします。

**○林環境衛生課長**

関係者のほうにはですね、会とかがあるごとにこういう御説明をさせていただいておりますところですが、まだ理解をされてない方がもしいらっしゃるようでしたら、また再度御説明をいたしまして理解を深めていただけたらというふうに考えておるところでございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 148 号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手多数により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」環境衛生課所管分を議題といたします。林課長の説明を求めます。

**○林環境衛生課長**

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」のうち環境衛生課所管分について、予算書に基づき御説明させていただきます。

まず、歳出から御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 26 ページを御覧ください。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費、24 節積立金 1 億 7363 万 6000 円のうち、事業概要欄にございます、田園ロマンの里づくり基金事業の 3,000 円を増額補正するものでございます。当初予算より利子収入が増加したことによる積立金の増額でございます。

続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。

13 ページを御覧ください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 379 万 1000 円のうち、事業概要欄にございます、田園ロマンの里づくり基金利子 3,000 円の増額でございます。今ほど、歳出予算で御説明いたしましたとおり、利子の収入の増額によるものでございます。

次に、環境衛生課所管の債務負担行為につきまして御説明いたします。

６ページを御覧ください。

指定もやすごみ収集袋作製業務委託でございますが、期間は令和８年度、限度額を 1540 万円と設定しております。市内で利用いただいております、西予市指定ごみ収集袋でございますが、令和６年度においては年度当初に入札執行契約締結しましたが、海外生産であるために台風による影響で入荷が遅れ、欠品を生じる恐れがございました。幸いにも欠品にまでは至りませんでしたが、令和７年度からは、不測の事態に対応できるよう納入期時期を早めるために、１月ないしは２月での入札及び契約ができるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、発泡スチロール処理業務委託として 326 万 1000 円、一般廃棄物（木質系粗大ごみ）運搬業務委託として 106 万円を限度額として設定しており、期間はいずれも令和８年度でございます。これらの業務は、発泡スチロールの処理業務委託と清掃センターから処理施設までの木質系粗大ごみの運搬業務委託となっております。いずれも令

和８年３月 31 日に期間満了となりますので、令和８年４月１日から運搬処理作業を行うために、年度内での入札及び契約を行うために設定するものでございます。

以上で議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」環境衛生課所管分についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

林課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○井関委員**

ごみ袋の作製なんですけども、大体何袋ぐらいつくられる予定なのかと、袋一つにどのぐらいの経費がかかっとるんか、今回値上げということがあったわけなんですけども、その袋代というのは、一体どのぐらいかかっとるのか教えてください。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 34 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 36 分）

**○林環境衛生課長**

今回の債務負担行為でのごみ袋の枚数等でございますが、大が 72 万枚、中が 52 万枚、小が 32 万枚、それぞれ想定しております単価が、大が１枚当たり 11 円、中が８円、小が６円という価格を想定した債務負担行為でございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 37 分）

【健康づくり推進課】

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 40 分）

議案 121 号、議案第 154 号、議案第 155 号の３議案は関連があるため一括議題といたします。

議案第 121 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 154 号「西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について」、議案第 155 号「西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について」の３議案を一括議題といたします。清家課長の説明を求めます。

**○清家健康づくり推進課長**

それでは、議案第 121 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 154 号「西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について」、議案第 155 号「西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について」、以上３議案につきまして、関連がございますのでまとめて御説明を申し上げます。

まず、共通する背景について御説明いたします。西予市では、財政危機脱却プランの基本方針の一つである持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントの一環として、施設保有量の適正化を図るため、令和８年度より市内に５つある保健センター等の機能を集約することといたしました。これにより、市民サービスの質を低下させることなく、公共施設の適切な維持管理運営を図ってまいります。今回の機能集約に伴い廃止となる施設は、次の４つです。明浜健康管理センター、野村保健福祉センター、城川健康管理センター、三瓶保健福祉総合センターでございます。これらの施設で実施してきた事業や御利用いただいている団体等につきましては、地域づくり活動センター等の近隣施設にて継続してまいります。

次に、各議案の内容について、簡潔に申し上げます。議案第 121 号では、野村保健福祉センター及び三瓶保健福祉総合センターの廃止に伴い、関連する条項を削除する条例改正を行います。

また、宇和保健センターを西予市保健センターへ名称変更し、引き続き市民の健康と福祉の増進に努めてまいります。

続きまして、議案第 154 号では、明浜健康管理センター条例を廃止いたします。建設から約

40 年が経過し、近年では利用者の減少に加え経年劣化による不具合が頻発するなど、施設の維持管理に課題が生じている状況です。同センター内に事務所のある西予市社会福祉協議会明浜支所については、移転を予定しております。

なお、併設する高山歯科診療所につきましては、令和９年度末まで施設の使用貸借契約があり、現状の運用を行うこととしております。

続きまして議案第 155 号では、城川健康管理センター条例を廃止いたします。同センターは、昭和 55 年度に建設されましたが老朽化が著しく、平成 24 年度以降休止状態が続いております。城川地区の保健活動は、他施設で実施されており市民への影響はございません。

以上、３議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

清家課長の説明は終わりました。

これより、本３議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○井関委員**

保健センターで行われていたいろいろな事業があると思うんですけども、今後、活動センターのほうに移行するということでありましたが、今まで、保健センターの中で行われていた場所の管理というかそういうのは、今後は、活動センターのほうに申し込めば、そこが利用できるということでよろしいんですか。

**○清家健康づくり推進課長**

市内の保健センターそれぞれあるわけなんですが、井関委員の御質問は、野村のということでよろしいですかね。ただいまの御質問についてですが、野村の保健センターの場所につきましては、西予市社会福祉協議会のほうに引き続き、来年度以降も貸出をしていく予定となっておりますので、その中の施設の利用ということにつきましては、社会福祉協議会に相談していただくということにもなります。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○井関委員**

先ほどの説明の中で明浜の歯科があるので、それを令和９年までは維持をするということでしたが、令和９年以降の歯科についてはどういうふうになる予定なんでしょうか。

**○清家健康づくり推進課長**

高山歯科診療所につきましては、令和 10 年度以降につきましては、利用者のお声を聞きながら、患者数であるとか施設整備の老朽化、そういった状況を勘案して検討してまいりたいと、このように考えております。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 47 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前９時 48 分）

ほかに質問はありませんか。

**○大森委員**

別表の中で、野村保健センター以外、別表がなくなっとるということで、野村保健福祉センターの中に社会福祉協議会が入られてると思いますけども、今後どのような形になるのでしょうか。

**○清家健康づくり推進課長**

野村保健福祉センターなんですけども、令和８年度以降も引き続き、西予市社会福祉協会が入っていただきます。行政財産である保健センターはなくなりますが、今後普通財産として、西予市社会福祉協議会に施設の無償貸付を行う予定となっております。

**○大森委員**

その場合の経費などのことは、どのようになるのでしょうか。

**○清家健康づくり推進課長**

施設使用に係る電気代等は、西予市社会福祉協議会に負担していただく、このような予定となっております。

**○大森委員**

来年度から、社会福祉協議会の負担が増えるということになろうかと思われますが、市民生活への市民サービスへの影響というものはどのようにお考えでしょうか。

**○清家健康づくり推進課長**

大森委員のほうから負担が増えることで市民生活への影響はということでしたが、現時点ではそういった影響はないものと、そのように考えております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

議案第121号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手多数により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第154号「西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第155号「西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第135号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。清家課長の説明を求めます。

**○清家健康づくり推進課長**

議案第135号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市民病院における入院時の個室等の使用料は、平成26年の開院時に設定した金額となっておりますが、昨今の物価や人件費の上昇、病院運営の増加等を勘案すると、現在の使用料が実態にそぐわない状況となっております。特に、設備維持費や光熱水費、清掃管理費等のコストが年々増加していますが、これまで使用料の増額改定を見送ってきた経緯がございます。こうした状況を踏まえ、指定管理者が利用料金として設定できる上限額を適正な水準に改定し、安定的かつ持続可能な病院運営を確保するとともに、今後も質の高い医療サービスの提供を継続していくため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、病院等の使用料に関して、Ｂ室については１日当たりの金額を3,850円から4,400円、Ｃ室については、1,100円から2,200円、使用料金の上限額を変更するものです。

以上、議案第135号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

清家課長の説明は終わりました。

本議案につきましては、本議会におきまして質疑は行われております。その辺りも含めまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○井関委員**

消費税込の金額で説明をいただきましたが、条例上は3,500円から4,000円にということで、Ｂ室の場合、Ｃ室の場合が1,000円が2,000円になるということでありますが、Ｂ室の値上がりが500円に対してＣ室の分が1,000円ということで倍額になるということなんですがこれは、その上げ幅の差っていうのはどういうふうにされてこういう値段の設定されたんでしょうか。

**○清家健康づくり推進課長**

今回の増額改定なんですが、一律に率を掛けたものというよりはですね、近隣の病院等の個室の状況、そういったところの設定料金を参考にして、標準的な金額を算出させていただいております。そういったところで、近隣実績に近い数値として改定をさせていただくと、こういったものでございます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第133号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手多数により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第174号「令和７年度西予市一般会計補正予（第４号）」健康づくり推進課所管分を議題といたします。清家課長の説明を求めます。

**○清家健康づくり推進課長**

それでは、議案第174号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」について、健康づくり推進課医療介護推進室所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書19ページ下段をお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、12節委託料26万円の増額補正です。

八幡浜地区施設事務組合委託事業においては、八幡浜地区施設事務組合が運営する八幡浜一次救急休日・夜間診療所に、三瓶地区の診療事務を委託しています。補正予算の内容といたしましては、今年度の上半期八幡浜一次救急休日・夜間診療所の受診者数が、当初の予定より少なかったため、診療収入が減少しました。

その結果、今年度の支出を賄うための財源が不足する見込となっております。この不足分を補うため、八幡浜市、伊方町、当市で負担割合に応じて負担するものでございます。

以上で、健康づくり推進課医療介護推進室所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

清家課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第174号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第179号「令和７年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。清家課長の説明を求めます。

**○清家健康づくり推進課長**

それでは、議案第179号「令和７年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

今回の補正は、令和７年度愛媛県病床機能再編支援事業給付金の支給決定を受け、病床機能再編に伴う県補助金1億9676万4000円の増額を行うものと、今年度が企業債の10年利率見直しによる元利償還額の調整を行う年に当たることから、償還率の上昇に伴い、償還額の見直し調整を行い、償還金1226万4000円の増額を行うものでございます。

補正予算書１ページをお開きください。

第２条の収益的収入及び支出の補正につきましては、医業外収益として補助金1億9676万4000円、一般会計負担金1226万4000円の合計2億902万8000円を増額し、総額を15億6140万1000円といたしております。支出につきましては、医療外費用として、企業債の償還金を1226万4000円増額し、総額を14億9691万4000円といたしております。

第３条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入として一般会計負担金556万1000円を減額し、資本的支出につきましては、企業債償還金556万1000円を減額し、資本的収入及び支出の総額を10億9587万円といたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

清家課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第179号「令和７年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**〇酒井委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 05 分）

【市民課】

**〇酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 10 時 08 分）

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」市民課所管分を議題といたします。二宮課長の説明を求めます。

**〇二宮市民課長**

それでは、議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」市民課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の 14 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳入について御説明申し上げます。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、3 節民生費雑入、補正額 1647 万 2000 円の増額補正でございます。これは、令和６年度の愛媛県後期高齢者医療広域連合の決算に伴い、構成団体が負担する療養給付費が精算され、同負担金返還金を受入するものであります。

以上、議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」の市民課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**〇酒井委員長**

二宮課長の説明は終わりました。

これより本案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**〇酒井委員長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 10 分）

**〇酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 10 時 11 分）

続きまして、議案第 175 号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。二宮課長の説明を求めます。

**〇二宮市民課長**

議案第 175 号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算書の７ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳出について御説明申し上げます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額 12 万 9000 円の増額補正でございます。国民健康保険財政調整基金の利子を、財政調整基金積立金に増額補正するものです。

続きまして、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金補正額 194 万 5000 円の増額補正でございます。本予算につきましては、当初予算で 250 万円を計上しておりましたが、当初の見込より多くの還付金が発生し、現在、予備費を充用している状況であるため、年度末までの還付見込額を増額補正するものです。

続きまして、同項内の 3 目償還金、補正額 2508 万 9000 円の増額補正でございます。令和６年度の愛媛県国民健康保険給付費等交付金の確定による精算に伴い、余剰分について返還するものです。

続きまして、予算書の６ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 12 万 9000 円の増額補正でございます。国民健康保険財政調整基金の利子でございます。

続いて 7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1167 万 6000 円の増額補正でございます。歳出で御説明しました、令和６年度の愛媛県国民健康保険給付費等交付金の返還金に係る基金の繰入れでございます。

続いて 9 款諸収入、4 項雑入、6 目雑入、補正額 1535 万 8000 円の増額補正でございます。令和６年度国保連合会普通交付金収納事務における余剰金返還に伴う予算計上であります。

以上、議案第 175 号「令和７年度西予市国民健

康保険特別会計補正予算（第２号）」についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

二宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○大森委員**

財政調整基金の繰入金が 1200 万円弱、繰入がされておりますが、なぜこのように繰入れられたのかをお答え願います。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 16 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 10 時 17 分）

**○二宮市民課長**

歳出のほうで、愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金 2508 万 9000 円のほうを計上させていただいておりますが、これに伴う、財政調整基金からの繰入となっております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 175 号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」については、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 19 分）

【福祉事務所】

【子育て支援課】

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 10 時 30 分）

福祉事務所の所管になるため、長野福祉事務所長の挨拶をお願いします。

**○長野福祉事務所長**

長野福祉事務所長が挨拶を行う。

**○酒井委員長**

審査に移りたいと思います。

議案第 115 号「西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」と議案第 116 号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」関連がございますので、一括議題といたします。末盛課長の説明を求めます。

**○末盛子育て支援課長**

それでは、議案第 115 号「西予市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第 116 号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」は、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

令和８年４月から、全ての地方公共団体において、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が開始されます。この事業は、全ての子育て家庭を切れ目なく支援し、乳幼児の健全な発達を促すとともに、保護者の負担を軽減し、安心できる子育て環境を地域全体で構築することを目指して実施するものです。対象は、保育所等に通っていない生後６カ月から満３歳未満の全てのお子さんで、保護者の就労の有無にかかわらず、月 10 時間を上限として、保育所等を柔軟に利用できる仕組みです。この事業を実施する施設は、実施施設として、設備や配置する職員に関する基準を満たすかどうか、自治体の認可を受ける必要があることから、児童福祉法に基づいて認可を受けるための基準となる条例として、西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるものです。

この事業は、乳児等のための支援給付という給付制度のもと実施されます。乳児等支援給付の認定を受けたお子さんが事業を実施する施設を利用したときは、給付制度に基づいて、自治体は、当該施設に対して、乳児等支援給付費を支給することができます。乳児等支援給付費の支給に当たって、施設は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行うものであるかどうかの自治体の確認を受ける必要があることから、子ども・子育て支援法に基づき、子どもの安全確保、質の高い支援の提供及び事業運営の適正化等に関する基準となるものとして、西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

末盛課長の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○大森委員**

現在保育士不足とか、いろんな西予市の環境を鑑みまして、この事業を取り組む見通しというのはあるのでしょうか。

**○末盛子育て支援課長**

実際のどの施設で実施するのかということにつきましては、実際、２つの施設で今調整を行っているところです。現実としては、一月の中で10 時間という短い間なので、今の保育士の中で調整をして、預かりをしていくという形になっていくと思います。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○井関委員**

ただいまの２事業者ということでありましたが、西予市が運営している認定こども園の受入れっていうのはやる予定ないんですか。

**○末盛子育て支援課長**

２施設なんですが、一つは公立の保育所で１カ所と、もう一つ民間の一園で、認定こども園で１カ所を予定させていただいております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○井関委員**

民間のほうはいいんですが公立はどこで受ける予定なんですか。

**○末盛子育て支援課長**

城川保育所のほうで受入を検討しております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○大森委員**

現在の一時預かり制度との関連性はどのようになるんでしょうか。

**○末盛子育て支援課長**

現在の一時預かり制度というのも引き続き使えるようになっております。それとは別に、こども誰でも通園制度は、また別枠として、利用していただけるようになっております。

**○酒井委員長**

よろしいですか。

**○大森委員**

一つは公立で城川保育所ということでしたが、なぜ城川保育所に選定されたんでしょうか。

**○末盛子育て支援課長**

城川保育所に決めた理由につきましては、現在公立の中で、一時預かりとして城川保育所のほうがしていただいております。その中で、一時預かりと、こども誰でも通園制度というところは同じところであるほうが、保育士の人数の確保についても調整がうまくいくと考えましたので、城川保育所のほうに決めさせていただいております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○井関委員**

特定乳幼児っていう特定乳幼児の規定というか、どういう幼児を特定乳幼児っていうんですか。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 43 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 10 時 47 分）

**○末盛子育て支援課長**

ただいまの質問は清水係長がお答えします。

**○清水子育て支援課係長**

特定乳児等通園支援事業に特定という言葉が入っているこの意味でございますが、この事業が子ども・子育て支援法に基づく特定の給付の対象となるサービスとして位置づけられていることから、特定という言葉が頭に入っております。

**○酒井委員長**

その他、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は１件ずつ行います。

お諮りいたします。

議案第 115 号「西予市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 116 号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、続いて 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」子育て支援課分を議題といたします。末盛課長の説明を求めます。

**○末盛子育て支援課長**

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」子育て支援課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

予算書の 17 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費 364 万 4000 円の増額補正のうち、当課所管分は、障害児通所支援給付等事業として 52 万 5000 円増額となります。これは、令和６年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入れ額の超過分について、国庫などに返納するものです。

続いて、軽度・中等度難聴児補聴器給付事業として 11 万 9000 円計上しております。これは実績見込により増額するものです。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 4445 万 8000 円の増額補正でございます。児童福祉総務費庶務事業として、351 万 1000 円を計上しております。令和６年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入額の超過分について、国庫などに返納するものです。

児童扶養手当支給事業では 8 万 4000 円計上しております。これも先ほどと同様、令和６年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入額の超過分について、国庫返納するものです。

子ども医療費助成事業では 660 万円を計上しております。これは、18 歳までの児童医療給付費において、実績見込の増加により、当初予算に不足が生じる見込のため、増額するものです。

保育支援事業では、病児保育業務委託料として 66 万 7000 円と、放課後児童健全育成事業に業務委託料 455 万円を計上しております。この二つの事業は、国の実施要綱改正による基準額の改定により増額補正するものです。

次に、18 ページになります。

子育て支援センター事業では 74 万 5000 円を計上しています。国の実施要綱改正による基準額の改定により増額補正をするものです。

次に、結婚新生活支援事業補助金を 780 万 1000 円計上し、これまでの申請実績の増加に伴い、補助金を増額するものです。これについて、資料をお配りしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の１ページを御覧ください。

本事業は、結婚に伴う経済的不安・負担を軽減することで、新婚世帯の生活基盤の確立を支援し、本市における若者の定住、子育てしやすい環境づくりを加速させることを目的として、愛媛県地域少子化対策重点推進事業費交付金及びえひめ人口減少対策総合交付金を活用して実施するものでございます。婚姻日において、夫婦ともに 39 歳以下かつ、合計所得 660 万以下の世帯を対象に、世帯が負担した住宅取得や賃貸、リフォーム、引っ越しにかかる経費及び時短、省エネ家電の購入経費を対象として交付するものです。補助上限額は夫婦の年齢、世帯所得により設定しており、１世帯最大 80 万円となっております。交付実績としましては、令和６年度は 11 月末現在で、申請件数は８件、申請の金額は 275 万 3000 円、年間の申請件数は 23 件、交付金額は 678 万 9000 円となっております。今年度は 11 月末現在で未交付のものを含めまして、申請件数は 17 件、申請金額 611 万 9000 円となっており、昨年の令和６年 11 月時点の申請と比較すると、申請金額ベースで約 2.2 倍の申請をいただいております。昨年を大幅に上回る申請をいただいていることから、令和７年度、年間申請件数を 40 件、交付金額を 2120 万 1000 円と見込んでおります。

次に、予算書のほうに戻りまして、子育て応援事業では 2050 万円計上しております。これも申請実績の増加に伴い、補助金を増額するものです。

先ほどの資料の２ページ目を御覧ください。

本事業は、少子化対策の一環として、経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産後に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援することを目的として、えひめ人口減少対策総合交付金を活用して実施するものでございます。

出産世帯応援事業、出産世帯奨学金返還支援事業、多子世帯リフォーム等支援事業の三つの事業に分かれております。

交付実績として、事業ごとに、出産世帯応援事業は、令和６年度は 11 月末現在で申請件数は 21 件、交付金額は 418 万円、年間の申請件数は 41 件、交付金額 797 万 9000 円となっております。今年度は、支給要件から年齢制限を撤廃したこともあり、11 月末現在で申請件数は 80 件、交付金額 1342 万 9000 円となっており、令和６年 11 月末時点の申請と比較すると、申請金額ベースで 3.2 倍の申請となっております。

出産世帯奨学金返還支援事業では、令和６年度は 11 月末現時点で申請件数は２件、交付金額 40 万円、年間の申請件数は 20 件、交付金額は 356 万 5000 円となっております。今年度は、こちらも支給４件から年齢を削除しており、11 月末時点で、申請件数は 18 件、交付金額 353 万 4000 円となっており、令和６年 11 月末現在の申請と比較すると、申請金額ベースは約 8.8 倍の申請となっております。

ただし、多子世帯リフォーム等支援事業では、令和６年度は、11 月末現在で申請件数は 21 件、交付金額 484 万 9000 円、年間の申請件数は 29 件、交付金額 636 万 9000 円となっております。今年度は 11 月末現在で申請件数は 26 件、交付金額は 561 万 2000 円となっており、令和６年 11 月末時点の申請と比較すると、申請金額ベースで約 1.2 倍の申請となっております。

出産世帯奨学金返還支援事業、多子世帯リフォーム等支援事業については、昨年を上回る申請をいただいていることから、出産世帯奨学金返還支援事業では、令和７年度の年間申請件数を 55 件、交付金額を 1100 万円と見込み、多子世帯リフォーム等支援事業では、令和７年度、年間の申請件数を 75 件、交付金 1950 万円を見込み、今回増額をさせていただいております。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 636 万 1000 円の増額補正でございます。

教育・保育給付費支給事業が 516 万 9000 円計上しております。これは、国庫負担金と県負担金の受入額の超過分について、国庫と県へ返納するものです。

幼児教育・保育無償化事業 119 万 2000 円を計上しております。第三子以降、副食費減免者分負担金として 17 万 6000 円と、令和６年度の事業実績が確定され、国庫負担金と県負担金の受入れ額の超過分について、国庫と県へ返納するものです。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、4 目保育所費 149 万 5000 円の増額補正でございます。

のむらこども園管理運営事業 149 万 5000 円を計上しております。実績数に合わせて、賄い材料費を積算し増額をしております。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、5 目児童館費、これは補正額としてはゼロですが、子ども支援センター事業費の増額に伴い、国と県の補助が 4 万 4000 円増額したため、財源内訳を変更したものです。

次に、19 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目母子衛生費 1 万 5000 円の増額補正でございます。母子保健事業の令和６年度事業実績が確定し、国庫補助金の受入額の超過分について国庫へ返納するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書の 10 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 77 万円の増額補正でございます。未熟児養育医療費自己負担金（乳幼児医療助成金）について、子ども医療費助成事業の増によるものになります。

次に、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 節児童福祉費国庫負担金 161 万 9000 円の増額補正でございます。説明欄にあります、児童手当国庫負担金（過年度分）として 69 万 5000 円が６年度の実績に伴う追加交付分となります。

次に、未熟児養育医療費国庫負担金については 90 万増額補正でございます。歳出予算で御説明しました子ども医療費助成事業費増額分による国庫負担金２分の１を計上しております。説明欄 3 行目、未熟児療育医療費国庫負担金（過年度分）2 万 4000 円を増額補正しております。６年度実績に伴う追加交付分になります。

次に、11 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金 200 万 9000 円の増額補正でございます。子ども・子育て支援交付金について、歳出予算で御説明いたしました、放課後児童健全育成事業、子育て支援センター事業、病児保育事業に係る実績見込みによる歳出予算の増額がありましたので、その事業費増額分の３分の１を増額して計上しております。

続いて、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、

2 目衛生費国庫補助金 190 万 2000 円の増額補正でございます。妊婦のための支援給付交付金として 103 万 6000 円を計上しており、人件費が補助対象となることにより、増額補正をしております。

出産・子育て応援交付金（過年度分）86 万 6000 円の増額補正です。令和６年度の実績が確定し、事業費の３分の２となる追加交付分となります。

次に、12 ページを御覧ください。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金、2 節児童福祉費県負担金、未熟児養育医療費県負担金として 45 万の増額補正でございます。事業費増額分の４分の１を計上しております。

12 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金 5 万 9000 円の補正でございます。軽度・中等度難聴児補聴器購入助成費県補助金となり、事業費増額分の３分の１を計上しております。同じく、2 節児童福祉費県補助金 547 万 6000 円の増額補正でございます。子ども・子育て支援事業費県補助金として 200 万 9000 円を計上しており、放課後児童健全育成事業、子育て支援センター事業、病児保育事業に係る実施見込による歳出予算の増額がありましたので、その事業費増額分の３分の１を計上しております。地域少子化対策交付分として 346 万 7000 円増額計上しております。結婚新生活支援事業の事業費増額分の３分の２を計上しております。

次に、15 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費県補助金 51 万 8000 円の増額補正でございます。妊婦のための支援給付事業費県補助金として、人件費が補助対象となることにより、増額補正をしております。

次に 14 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、3 節民生費雑入 1683 万 2000 円のうち、説明欄にございます、放課後児童健全育成事業業務委託料返還金（過年度分）36 万円の増額補正でございます。委託料算定外の事業費についての返還金となります。

以上で、議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」子育て支援課所管分についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**〇酒井委員長**

末盛課長の説明は終わりました。

多岐にわたった説明御苦労さまでございます。補正予算としては、結構長い説明でございましたが、皆さんの質疑をこれから行います。

質疑はございませんか。

**〇酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 11 分）

**〇酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 11 時 12 分）

これより、本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**〇源副委員長**

予算書 18 ページですね、子育て応援事業の 2050 万円について、出産世帯とか、奨学金とかは、年齢要件が撤廃されたので、人数が大幅に増加したのは非常によく理解できるんですけれども、多子世帯については、あんまりこう要件っていうのは変わってないと思うんですけれども、令和６年で 29 件、今年度の見込みが 75 件の見込ということで、先ほど末盛課長から説明があったんですが、その理由についてどのように分析されているのかお尋ねします。

**〇末盛子育て支援課長**

今回結婚新生活支援事業と、子育て応援事業については増額をさせていただいております。なぜ申請が増えたのかっていうところになりますが、結婚新生活支援事業については市の広報紙やチラシとか、事業周知の広報、婚姻の提出時にお願いしお渡しをしたこともあったり、市内の事業者にも送付をしたりっていうところと、申請者を対象にアンケートをとって、事業を知ったきっかけとしてっていうところでいうと、広報とか周囲からの口コミが多数占めておりましたので、周知が十分に届いたものと考えております。子育て応援事業の３事業につきましても、妊娠届の時であるとか出生のときとか、対象世帯に対しての事業の説明を丁寧にさせていただいており、周知が進んだものと考えております。

**〇源副委員長**

もう１点関連してなんですけれども、今説明いただいた子育て応援事業については県の補助が２分の１、もう１段上の結婚新生活支援事業については３分の２が県補助になるかと思います。というのが、これえひめ人口減少対策総合交付金制度というのは令和５年度からできまして今年３カ年

過ぎました。最初の目標が、令和８年の出生数8,500 人を目指すというのは、いわゆる県の設定したＫＰＩで、これに基づいて、各市町のほうで、今年度からは各独自のメニューも認められたりとか、いろいろ拡充がされてるんですが、なかなか県のことなんであれなんですが、この制度について、令和８年度以降ですよね、令和８年度予算方針も出てないからなかなか難しい質問にはなると思うんですが、どのように県の方針についてとらえられているのかお尋ねします。

**○末盛子育て支援課長**

令和８年度の予算についてお答えしたいと思います。危機脱却プランの中で、出産世帯奨学金返還支援事業と多子世帯リフォーム等の支援事業については、廃止を検討するとしております。申請件数について、上がっているのでどうしてかっていうところになりますが、どちらの事業も、対象者が限定的で、例えば、奨学金の返還事業は、奨学金を借りていない方は対象にならなかったり、リフォーム等支援事業は既に住宅を建築されている方など、リフォーム等も必要ないといったケースもあったりすることもあります。出産された全ての方が対象になるわけではありません。そこで、全ての方が対象となる出産世帯応援事業に集約させて、継続して支援を行いたいと考えております。

**○源副委員長**

そしたら確認ですけど来年度からも、いわゆる県の総合交付金がどうなるという形だったんですけれども、それは継続されるというふうに見込んでおられるという理解でよろしいでしょうか。

**○末盛子育て支援課長**

県のほうでいろいろな事業が提案されておりまして、その中で西予市がこの事業を選んでいるということになります。県のほうでも、ある程度の成果とかを精査されて、９年度にもう一度内容については検討されるというふうに聞いておりますが、まだ準備段階というところになっております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○井関委員**

今の説明で多子世帯のは、特別になるんで、出産世帯応援事業に特化したいということでありましたが、多子世帯の方っていうのを優遇するためにこれできたと思うんですけども、それを申請が上がってきているのに、なぜ切らなければならないかということを、理由は先ほど言われたとおりなのかもしれませんが、その重要性っていうのはかなり高いんじゃないかなと思うんですが、そこについてはどう思われてますか。

**○末盛子育て支援課長**

委員さん言われたとおり、申請件数が多くなっているのも実際感じるところであります。西予市としては合計特殊出生率っていうのが愛媛県の中でも、１番高いっていうところの数字が出ているのもとてもいいことで、実際に２人目と言わずに３人目、４人目、出産をされる方も多いっていうのはものすごく感じているところなので、また検討材料の中に入れさせてもらったらと思います。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 18 分）

【長寿介護課】

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 11 時 21 分）

議案 136 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭長寿介護課長**

それでは、議案第 136 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」御説明いたします。

市では、住民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的とし、本条例に基づき、受給資格者が市指定の施術担当者による医療保険適用外の、はり、きゅう及びマッサージ等の施術

を受けた場合に助成を行ってまいりました。

しかしながら、近年の利用状況の低下や介護予防事業の充実を踏まえ、より多くの高齢者が生きがいを持って生活を送ることができる持続可能な福祉制度となるよう、全ての給付事業の見直しを行う必要があり、健全な財政体質への転換と、事業内容の皆見直しを行うため、当該助成事業を一時停止するものであります。本議案は、診療券の交付を令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの３年間停止するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**○酒井委員長**

兵頭課長の説明は終わりました。

この議案につきましては、本議会に質疑がございました。それを踏まえた形の中での質疑をしていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

**○井関委員**

まず対象者が、どの方になるのかを教えてください。

**○兵頭長寿介護課長**

この事業は、65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳３級以上の方で、申請時に非課税世帯に属する方が対象となります。

**○井関委員**

65 歳以上で非課税世帯あるいは障害３級以上ということでありますが、その方々っていうのは人数も限られてくるんじゃないかなと思いますけど、実際これを使われている中で、委員長が言われましたように、質疑の答えの中で、年間 270 万円、３年間で 810 万円ということでありましたが、その 810 万円を原資としてっていうことではないと思うんですけども、資金をためることによって次の新しい体制を整えたいという、長野所長の答弁やったかと思うんですけども、これはためたからといってそれをずっと財源として残していくということはできない内容じゃないかなと思うんですが、そのことについて教えていただいたらと思います。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 26 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 11 時 29 分）

**○長野福祉事務所長**

３年間休止するとして、財源をどうするのかという御質問だったかと思いますが、西予市全体で３年間の危機脱却プランに向けて、財政の健全化に向けて取り組んでおりますので、その中で、３年後にこのはり、きゅう及びマッサージ施術費助成事業のほうに財源を、全体の中で考えて配分するようにしたいと考えております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 30 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 11 時 30 分）

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○井関委員**

この事業を３年後には復活さすということであるんであれば、内容は変わってくると思うんですけども、来年の３月までに給付方法とか補助方法とかを変える中で、金額は安くなっていくけど継続していくという方法もあるんじゃないかなと思うんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 32 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午前 11 時 33 分）

**○兵頭長寿介護課長**

財政再建が急務となっている本市の財政状況には、今現在余力はなく、全ての助成事業において、抜本的な見直しが必要となっております。本事業に関しましては、近隣市町でも実施されている事業でもあり、廃止という考えは今のところ持っておりませんが、３年間休止することにより持続可能な福祉サービスの財源確保を行うとともに、当然のことながら、この３年間の間に給付の在り方を検討してまいります。

しかしながら、現在のこの制度の使用率に関しましては、40％前後にとどまっております。年々、申請者数や利用実績が下がっております。今後も健康増進に寄与する事業として、持続できる内容への見直しが必要であると認識しております。介護保険制度における介護予防事業も充実してきておりますので、それらの事業との兼ね合いも含めて、市民の皆様が求められるサービスの充実を目

指し、しっかりと検討した上で、３年後に復活し、持続可能な制度となるよう整えていきたいと考えております。

〔委員長交代〕

**○源副委員長**

委員長より委員長交代の依頼がありましたので私のほうで委員長が委員となる間、進行させていただきます。

**○酒井委員**

この脱却プランの中で、あるもので３年たって復活する場合に、やはりもう少しやわらかい形で提出するような方法がなかったのかなと、こういうように思います。半分だとか、半額だとか、３年間半額だとか、そして７割だとか、そういうことにすれば、井関委員が先ほど質問してた、３年たって復活するんかというような懸念も心配することなくやれたんじゃないかなと、かように思います。この財政危機脱却プランについては、早急に何もかも、非常にインパクトの強い負担を市民に一遍に科しているような気がいたしますので、その辺りも含めた形でまた考えていただきたいなということを発言させていただいておきます。答弁はよろしいです。

**○源副委員長**

酒井委員のほうの意見が終わりましたので、これよりの進行は酒井委員長にお願いします。

〔委員長交代〕

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○大森委員**

はり、きゅう及びマッサージというのは長期的に見て、結果が出るような施術じゃないかと思います。それで非常に楽しみにされて毎回、継続的に通われてる方が多いんじゃないかと思います。３年間停止というよりも継続的に、市民が継続的に受けていただけるように、ぜひここは停止ということはちょっと考え直していただきたいなと思うのと、議案第 136 号の中に、住民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的とすると述べられております。まさしく西予市として本当に温かい施策だと思いますので、ここはぜひとも、継続の方向でお願いしたいと思います。

**○長野福祉事務所長**

この事業は、保険診療外となる施術に対して、１回につき診療券１枚が使える制度となっております。確かに、この制度を利用されている方がいらっしゃるわけですけれども、先ほど兵頭課長が答弁しましたように、利用実績、申請に対して約40％しか利用されていない実態であったりとか、利用件数が減ってきている実績もありますので、その辺をしっかりと検証して、３年間休止させていただく中で財源確保に努め、今後も継続してできる事業として進めたいと考えております。御理解をいただきますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑はないようでございますので、

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案 136 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手少数により、当委員会としては、否決することに決しました。

続いて、議案第 149 号「西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭長寿介護課長**

それでは、議案第 149 号「西予市宇和福祉の里基金条例の廃止について」御説明いたします。

宇和福祉の里基金は、平成 16 年に宇和地域における保健福祉の増進を図り、民間福祉団体が行う先進的な事業の助成及び福祉施設の建築整備事業の円滑な執行に資することを目的に、設置された基金であります。本基金は活用方法が宇和地区に限定的なものとなっておりました。本議案は、本基金の残りを地域振興に属するものとし、地域振興基金へ整理統合を行い、新たな行政課題への対応に向け、有効活用を図ることを目的とし、基金を廃止するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**○酒井委員長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕
**○酒井委員長**
質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 149 号「西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
**○酒井委員長**
挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。
**○酒井委員長**
続いて、議案第 156 号「西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。
**○兵頭長寿介護課長**
それでは、議案第 156 号「西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について」御説明いたします。
西予市宇和福祉センターは、社会福祉活動の向上と充実を図り社会福祉の発展に資するため、昭和 49 年度に建設され、地域住民の社会福祉の発展の場として活用されてまいりました。しかしながら、近年では、利用者の減少に加え、旧耐震基準で建設された建物は、建設から約 50 年が経過し、経年劣化による建物内外の破損が頻発し、利用者の安全性と施設の維持管理に課題が生じております。施設の利用状況や、福祉活動事業の実施体制を検討した結果、これらの事業は、ほかの施設において代替が可能であり、当該施設が担っていた福祉活動拠点としての役割は既に果たされたものと判断し、本年度をもって本条例を廃止するものであります。
以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。
**○酒井委員長**
兵頭課長の説明は終わりました。
これより本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。
**○大森委員**
西予市宇和福祉センターの現在の利用状況等、それから利用されている団体がまだあるのであれば、その団体との話合いはどのようになってるんでしょうか。
**○兵頭長寿介護課長**
現在の利用状況なんですが、以前より、施設利用者には、施設が耐震基準を満たしておらず、非常に危険な状態であるということは、説明をした中で、他の施設を利用していただくようお願いをしておりました。ほとんどの利用者は、他の施設を利用されるようになり、令和７年度からは、一般利用は休止しております。高齢者、創作館活動クラブのわら工部と陶芸部が窯場を利用されています。陶芸部の窯については、移動することが困難なため、窯場のみ利用されている状況であります。わら工部については、今年度中に、代替施設を検討していただくことで了承をいただいておるような状況でございます。
以上、答弁とさせていただきます。
**○酒井委員長**
ほかに質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕
**○酒井委員長**
質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 156 号「西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
**○酒井委員長**
挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。
続いて、議案 157 号「西予市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。
**○兵頭長寿介護課長**
議案第 157 号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」御説明いたします。
西予市在宅ねたきり老人等介護手当の支給は、ねたきり状態や重度の認知症といった介護の負担が大きい高齢者を在宅で介護している介護者に対して、その労をねぎらうとともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とした事業でございます。在宅介護は介護者にとって身体的、精神的な負担

が大きいことと、平成 12 年に介護保険制度が施行されて以来、在宅介護サービスや施設介護サービスが体系的に整備され、御本人の状態に応じたサービスが受けられる体制が整ってきたこともあり、申請件数は年々減少傾向にあります。本手当が担ってきた介護負担軽減の役割は、介護保険サービスで賄えるようになりました。

本議案は、複数の制度の給付が重複することを避け、限られた財源の中で公平性を確保するとともに、効果的な給付事業を実施し、持続可能な福祉制度を維持するため、本条例を廃止するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**○酒井委員長**

兵頭課長の説明を終わりました。

この議案につきましても、本議会で質疑が行われております。

それを参考にしながら、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

**○加藤委員**

質疑が行われましたときに、いろんな答弁を長野所長がされました。その中で、２点質問させていただきます。まずこの介護保険が普及したので、もうそれに合ったやり方ができるので、廃止したいというような御答弁だったと思うんですけれども、平成 27 年のときまでは、多分県のほうから補助金が制度として出てたと思うんです。そのときに、全部の市町村とは言いませんが、それと同時に廃止されてた市町村も出たと思うんですね。それでも西予市はやっていくということを、自分たちは福祉というようなことを、そのときには主張されとったと思うんですけど、それで、そのまま続けられてると思うんですね。

それで、人数ももう 10 人ぐらいになったっていうようなことをおっしゃってたと思うんですね。それでその中にも、今後は、病院に入られたりとか、重度なのでお亡くなりになったりするっていうことになるって言われたんであれば、せっかく西予市は、他市が廃止してるときでも、続けられてきた。そしてまた人数も減っていくんであれば、このまま増えていくことはないというようなことが考えられるので、もう今廃止にするとかではなくて、本当にそういう方がいなくなったときでもいいのではないかということを思うんですけれども、その辺について、どうして西予市はそのときには廃止にしなかったのかと、その 10 人になって、今後減っていくのに、今しなくてはいけないのかというのを教えていただきたいと思います。

**○兵頭長寿介護課長**

確かに弱い立場にある方に対しての持続した支援が必要ではないかということだと思うんですが、県内の 11 市では既に廃止された自治体が２カ所、松山市と西条市になります。介護保険制度の地域支援の要件を適用し、介護サービスを利用していない方を対象としている自治体が４カ所、こちらのほうが今治市、伊予市、宇和島市、大洲市になります。独自の要件で実施しているところが、西予市を含めて５カ所、四国中央市、新居浜市、東温市、八幡浜市となっております。

先ほどから言ってますように、財政再建が急務となっている本市の財政状況に余力がない状況でございまして、全ての事業において、身の丈に合った事業の見直しが今必要な時期でございます。介護保険サービスと併用して実施している本事業を継続することは難しい状況にあるということを御理解いただきますよう、お願いいたします。先ほどありましたように平成 27 年度に、地域支援事業実施要綱が改正されたというところで、多くの自治体がもうこの制度自体を取りやめてるような状況になっております。

以上答弁とさせていただきます。

**○加藤委員**

今の御答弁なんですけれども、西予市はそのまま平成 27 年のときにそういう廃止するところが多かった中、廃止をしないで続けられてきたっていうことは、弱者を守るという気持ちがあったんではないかと思うんですけれども、それがもう人数が少なくなった段階で、いきなりもう廃止ですっていうのがちょっと分かりにくいというか、もう人数も少ないんだったら継続できるんではないか、人数とかお金のことを考えたときにですね、それをなぜそういうふうになったのかっていうのがあるんですけれども、その中で、私がちょっとおかしいと思うところはですね、あの時の御答弁で今受けてる方に、一時金を渡すっていうことを言われたと思うんですけれども、その一時金というのはまとめたお金だと思うんですけれども、あのとき 10 人いらっしゃるっていうようなことを聞いてたんですけれども、一時金ということにな

れば、どれぐらいのお金を何人で払われるようになるかもちょっと含めてお聞きいたします。

**○兵頭長寿介護課長**

今ほどの御質問の回答ですが、今現在 10 名の方が支給を受けている受給者ということで、来年度一時金というのを今検討しておりますけれども、それをやる基準日、例えば４月１日時点の受給条件を満たしている方、その方に対して、ある程度の金額、例えばですけれども、１年間分の手当相当額というような案は、検討の中で今持っているところでございます。

**○長野福祉事務所長**

今ほどのに追加で答弁させていただきます。先ほど加藤委員から御指摘のありました平成 27 年度に地域支援事業の実施要綱が改正された、それからも継続しているというところですが、その当時の状況が定かではありませんが、本来であれば、この時点で何らかの見直しをしておくべき事業であったかと思います。しかしながらその時点で見直しをせずに、現在に至って、市単独事業として実施してまいりました。本来、現在の西予市の厳しい財政状況の中で、限られた財源を最も効果的かつ公平に配分するために、本事業を廃止しまして、その財源を介護保険サービスとのほうに重点的に振り分けたいと考えているような状況でございますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

**○源副委員長**

１点確認したかったんですよ。というのが、議案第 157 号の、いわゆる経過措置のところにこう書いてあります。「この条例の施行の日前に廃止前の西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例第４条受給資格の認定を受けた者の介護手当の支給については、なお従前の例による」とあります。なお従前の例によるということは、いわゆる第４条で資格を今既に持たれてる方っていうのは、要件がなくなるというか、ほかの介護手当制度を利用される、例えば亡くなられたりと、いろんなことあるんですけど、現在受給されてる方っていうのは、そのまま月１万円が支給されるんではないでしょうか。ちょっとそれを確認させてください。

**○酒井委員長**

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 56 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午後０時 02 分）

だいまの件については、再度審議をいたしまして、午後２時半予定に当委員会を再開して採決をしたいと思いますので、理事者側の準備をお願いいたします。議案第 157 号につきましては、午後の委員会にて採決を行います。

続いて、議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」長寿介護課所管分と議案第 176「令和７年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」は関連があるため、一括議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭長寿介護課長**

それでは、議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」長寿介護課所管分、議案第 176 号「令和７年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」について御説明いたします。

まずは、一般会計補正予算のうち長寿介護課所管分について御説明いたします。

一般会計補正予算書の 13 ページをお開きください。

歳入予算で、16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子 379 万 1000 円の増額補正のうち、宇和福祉の里基金利子２万2000円の計上でございます。預金利子の上昇に伴う利子の増額であります。

次に、歳出予算になります。

26 ページを御覧ください。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費、24 節積立金１億 7363 万 6000 円の増額補正のうち、事業概要欄の宇和福祉の里基金事業 2 万 2000 円の増額でございます。先ほど歳入で説明しました、預金利子を基金に積立てするものでございます。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」長寿介護課所管分の説明といたします。

続きまして、介護保険特別会計の予算補正予算について御説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の６ページを御覧ください。

歳入予算で、7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、介護給付費準備基金利子 20 万 3000 円の計上でございます。これは預金金利の上昇に伴う利子の増額でございます。

8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金121万9000円の繰入でございます。

補正予算における財源不足を基金から繰入れするものでございます。

歳出予算になります。

７ページを御覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目先ほど歳入の説明でございました、基金の預金利子を基金に積立てするものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金 121 万 9000 円の増額でございます。これは、第1号被保険者が死亡等によって、介護保険料が変更となり、過誤納となった過年度分の介護保険料を、本人または相続人に還付するものでございます。

以上、議案第 176 号「介護保険特別会計補正予算（第３号）」の説明といたします。

以上、本２議案につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

**○酒井委員長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

質疑はないようでございますので、質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は１議案ずつ行います。

お諮りいたします。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 176 号「令和７年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後０時 09 分）

【福祉課】

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午後０時 13 分）

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」福祉事務所福祉課所管分を議題といたします。信宮課長の説明を求めます。

**○信宮福祉課長**

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」の福祉課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

補正予算書は 17 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費、補正額 364 万 4000 円のうち、事業概要欄にございます身体障がい者・児補装具給付事業 300 万円を増額補正するものです。本事業は、障がい者や障がい児が日常生活を送る上で必要な身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替する補装具を支給するものです。今年度は、電動車椅子などの高額な補装具の申請があり、予算に不足が生じることが見込まれ、増額するものです。なお、財源として国庫補助金、県補助金を充当しております。

次に、19 ページを御覧ください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費 1764 万円の増額補正でございます。

事業概要欄に記載しております、生活保護総務費庶務事業において、令和６年度生活保護費国庫負担金などの実績に伴い、令和６年度当初の計画より生活扶助費などが減額となったため、国庫負担金の受入額の超過分について国庫に返納するものです。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算書の 10 ページ下段を御覧ください。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費国庫負担金 957 万 8000 円の増額補正でございます。説明の障害者自立支援給付費国庫負担金 150 万円は、歳出補正で御説明いたしました身体障がい者・児補装具給付事業の国庫負担額でございます。

次に、障害者自立支援給付費国庫負担金（過年度分）145 万円、障害者医療費国庫負担金（過年度分）660 万 7000 円、特別障害者手当等給付費国庫負担金（過年度分）2 万 1000 円は、それぞれ令和６年度の実績に基づき、不足分が追加交付され

るものでございます。

続きまして、11 ページの上段になります。

同じく、3 節生活保護費国庫負担金 92 万 4000 円につきましては、令和６年度生活保護費等国庫負担金の実績に基づき追加交付されるもので、扶助費等国庫負担金（過年度分）79 万円は、介護扶助費の不足分となります。また、同じく令和６年度実績に基づき、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金（過年度分）13 万 4000 円が追加交付されるものでございます。

続きまして、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、3 節生活保護費国庫補助金 23 万 2000 円の増額補正でございます。令和６年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の実績により不足分が追加交付されるものです。

続きまして、12 ページになります。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金、1 節社会福祉費県負担金、障害者自立支援給付費県負担金 75 万円は、歳出補正で御説明いたしました、身体障がい者・児補装具給付事業の増額に伴う県負担金でございます。

以上、議案 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」のうち、福祉課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

**○酒井委員長**

信宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○大森委員**

お話の中に電動車椅子のことがありましたが、何台でどのくらいの金額となるんでしょうか。

**○信宮福祉課長**

電動車椅子についてなんですが、この分には、新規の購入分と修繕分というのが一緒に入っております。資料のほうを提出させていただいております。資料１の身体障がい者・児補装具給付等の状況が下段に明細にございます。この部分の明細の中に電動車椅子という欄がございます。購入、修繕合わせまして、今年度７年 11 月までに３台、３件の申請がございました。うち新規は１件となっております。これにつきまして、今後もう１件申請の予定となっております。

**○酒井委員長**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 174 号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第４号）」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手全員によって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後０時 21 分）

**○酒井委員長**

再開を告げる。（再開　午後３時 05 分）

午前中に引き続き、議案第 157 号「西予市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。まず、兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭長寿介護課長**

先ほど源委員のほうから御質問いただきました、経過措置の従前の例の解釈なんですが、先ほど源委員のほうは、現受給者に支給が継続されるというような御考えだったと思うんですが、私どもは、介護手当の支給日について、規則で定められておりまして、毎年８月、12 月及び４月の末日までに、それぞれ当該月の前月分までの額を支給するとなっております。したがいまして、８月であれば、４月から７月、12 月であれば、９月から 11 月。で、４月というのが 12 月から翌年３月までを、翌年の４月末日までにお支払いするということになっております。令和７年の 12 月から３月分までというのは、廃止条例が令和８年４月１日に施行されますと、４月１日以降の支給の根拠が消えてしまいます。そのため、経過措置を規定し、条例施行日以降の４月での支払いを可能とするため、従前の例によると、支給に対して従前の例によるというものを書かせていただいております。この条例を廃止した上で、一時金を支給するという考えを持っておりました。

**○長野福祉事務所長**

ただいま兵頭課長のほうが御説明いたしましたとおり、源委員が御指摘のあった経過的措置のところについては、十分な精査ができておらず、そ

のような条例を上程してしまったことを、ここでおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

**○酒井委員長**

所長から謝りがありましたけれども、質疑は、なしにいたしまして、これより採決を行います。質疑をしましょうか。

**○源副委員長**

質疑が終結ということで、私この議案第157号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」反対の立場で討論します。

今ほど兵頭課長、長野所長のほうから、議案として至らない部分があった、要は全て網羅できてるわけじゃない、誤解が生じる表現があったと思います。内容が云々の前にですね、まずこの条例の議案自体が、議案としての体を成してないと思います。そういった意味で内容云々ではなくて、この条例については再度、私としては、反対した上で、再度精査して提案いただきたいと思います。

以上で反対の討論とします。

**○酒井委員長**

源委員より、質疑ではなく、討論という形で、今、討論がなされました。

ほかに討論ありますか。

〔発言する者なし〕

**○酒井委員長**

ないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第157号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○酒井委員長**

挙手なしによって当委員会としては、否決することに決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

**○源副委員長**

以上で令和７年第４回定例会厚生常任委員会を閉会します。

閉会　午後３時10分

西予市議会委員会条例第30条第１項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長　酒井　宇之吉